

## 令和6年度 開発関連事務担当部署一覧表

部名等	課名等	場所	係名	業務内容	内線番号	確認
政策企画部	財政課	3階北	管財係	ごみステーション用地、消防水利用地の受入れに関する事。	313	<input type="checkbox"/>
総務部	安全安心課	3階南	交通防犯係	防犯灯、道路反射鏡の設置・維持管理・寄付に関する事。	329	<input type="checkbox"/>
市民環境部	地球環境課	4階北	環境政策係	太陽光発電施設設置に関する事。	451	<input type="checkbox"/>
			環境保全係	①騒音・振動・悪臭等の公害関係に関する事。 ② 土壌汚染対策法に関する事。 ■問い合わせ先：県東部環境事務所環境保全係 電話番号：0276-31-2517 ③土砂条例に関する事。 ④浄化槽等に関する事。 ⑤受水槽(有効容量10m <sup>3</sup> 以上)、井戸に関する事。 ⑥雨水利用等に関する事。	452、453	<input type="checkbox"/>
			資源対策係	ごみステーションの設置に関する事。	456	<input type="checkbox"/>
保健福祉部	社会福祉課	1階南	障がい福祉係	障がい者施設等に関する事。	673	<input type="checkbox"/>
	高齢者支援課	1階南	高齢者支援係	高齢者施設等に関する事。	648	<input type="checkbox"/>
	こども課	1階北	幼保支援係	保育施設等に関する事。	696	<input type="checkbox"/>
	健康推進課	保健センター	地域医療係	病院、診療所等に関する事。 (権限はないため、情報提供のみ)	74-5155	<input type="checkbox"/>
経済部	産業政策課	2階北	産業政策係 産業団地整備係	①公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)に関する事。 ②地域未来投資促進法に関する事。	212	<input type="checkbox"/>
	農業振興課	2階北	農業振興係	農業振興地域に関する事。	226、247	<input type="checkbox"/>
	商工課	2階北	商業振興係	①大規模小売店舗立地法に関する事。 ・新設店舗面積1,000㎡超又は、増改築店舗面積1,000㎡超 ②大規模小売店舗の地域貢献ガイドラインに関する事。 ・新設及び増改築後または既存店舗面積6,000㎡超	205、207	<input type="checkbox"/>
			工業振興係	工場立地法に関する事。 ・対象：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積合計3,000㎡以上	204、206	<input type="checkbox"/>
教育委員会	文化振興課	文化会館	文化財係	指定文化財及び埋蔵文化財(文化財保護法)に関する事。	661	<input type="checkbox"/>
農業委員会	農業委員会事務局	2階北	農地係	農地法第4条、第5条許可申請及び届出に関する事。	232、233	<input type="checkbox"/>
都市建設部	道路河川課	4階南	管理係	①法定外公共物の用途廃止及び交換 ②道路拡幅要望・寄付	402	<input type="checkbox"/>
			整備係	①道路構造及び道路改良計画等	403	<input type="checkbox"/>
			維持係	①道路境界関係 ②道路構造及び道路修繕計画等 ③道路法第24条、公共物改良 ④公共物帰属、市道認定 ⑤道路法第32条、公共物占用、排水放流同意	423、424	<input type="checkbox"/>
	緑のまち推進課	4階南	緑化政策係	緑化に関する事。(工場立地法第6条第1項の特定工場を除く)	416	<input type="checkbox"/>
			公園管理係	公園用地の帰属及び寄付に関する事。	419	<input type="checkbox"/>
	建築課	4階南	建築指導係	①建築基準法に関する事。 ②位置指定道路に関する事。	406	<input type="checkbox"/>
	区画整理課	区画整理事務所	区画整理係	道路占用及び公共物使用に関する事。 土地区画整理法第76条申請に関する事。	72-4981	<input type="checkbox"/>
	下水道課	4階北	工務係	下水道接続に関する事。	413	<input type="checkbox"/>
	都市計画課	4階北	計画指導係	①開発許可事務に関する事。 ②建築許可事務に関する事。 ③用途地域等の照会に関する事。 ④風致地区における許可申請に関する事。 ⑤地区計画区域における届出に関する事。 ⑥立地適正化計画の届出に関する事。 ⑦群馬県景観条例に基づく大規模行為の届出に関する事。 ■問い合わせ先：群馬県土整備部 都市計画課 景観形成係 電話番号：027-226-3652	408 409 410	<input type="checkbox"/>
			施設計画係	①国土利用計画法に基づく土地売買等の届出に関する事。 ②都市計画法第53条における許可申請に関する事。 ③都市計画法第65条に関する事。 ④路外駐車場の設置及び管理の届出に関する事。	425 426	<input type="checkbox"/>

注) ・この一覧表は、開発者における館林市との開発調整を円滑に行うために、開発に係る主な業務内容を明記したものです。表に記載されていない内容においても必要に応じて担当課と協議してください。

・この一覧表は、都市計画課計画指導係において作成しておりますが、内容についてのご質問等は、各担当部署へお問合せください。

・水道に関する業務は、群馬東部水道企業団が行っています。問い合わせ先：群馬東部水道企業団館林支所(館林市広内町3-10 電話番号：0276-80-3201)

・消防水利の管理は、館林地区消防組合が行っています。問い合わせ先：館林地区消防組合警防課装備係(館林市上赤生田町4050-1 電話番号：0276-72-8362)

・館林市内の国道、県道の管理は、群馬県が行っています。問い合わせ先：館林土木事務所(館林市栄町23-1 電話番号：0276-72-4355)